

## 6 教育・保育の内容

### ① 3歳以上児に関する学級制の採用の有無など学級制の状況

#### ア) 学級制の採用の有無

→ 調査結果別紙P13参照

#### イ) 学級制の状況（学級ごとに記入すること）

	幼稚園児又は 短時間対象 園児の人数	保育所児又は 長時間対象園 児の人数	児童の 年齢構成	学級担任の 資格（※）
学級①				
学級②				
学級③				

学級担任の資格については、学級担任が a 幼稚園教諭免許と保育士資格の併有者、b 幼稚園教諭免許のみの取得者、c 保育士資格のみの取得者、d 無資格者のいずれに該当するかを記入すること。

→ 調査結果別紙P13～15参照

ウ) 以下の項目について、学級としてのまとまりを作るために配慮していることを記入してください。

#### [学級の呼称や児童への呼びかけ方]

- ・ 各学級に名称と色を付けている【6】
- ・ 学級はクラス名を呼ぶ【7】【8】【19】【28】【29】
- ・ 児童は日常、愛称やニックネームで呼ぶ【8】
- ・ 全クラスにクラス名【17】【20】
- ・ 5歳児は長時間保育部と短時間保育部混合クラス【23】
- ・ 幼稚園・保育所のクラス名を使用【33】

#### [給食]

- ・ 全学年同じ給食を各学級で食べる【6】
- ・ 短時間保育児と長時間保育児は、給食センターのお弁当給食。長時間保育児の三歳未満児は、自園内給食で行っている。【7】
- ・ 「みんなと食べると楽しい」という雰囲気づくりに配慮【8】
- ・ 同じ教育や保育を受ける中で共有のもの、同じ食事を頂くことは大切【13】
- ・ 食育の関係で幼稚園部分では弁当日の設定を検討【14】
- ・ 2歳児以上は常時ランチルームを利用【16】

- ・給食当番が手伝うことで和やかに食することができる【17】
- ・食育について食事のたびに話をし、感謝の気持ちを起こさせる【17】
- ・各クラスで食事【19】
- ・ランチルームで食事。クラスごとに1テーブル6名ずつ【20】
- ・0～2歳児は自園での給食、3～5歳児は弁当持参。3歳児からは保護者の手作りを奨励。事情がある場合は、園の近くの弁当業者からの注文弁当を利用（平均1日15食）。今後は、幼稚園での給食についても、保育所からの入園者には何らかの対応が必要【22】
- ・年齢に応じて躰を実施。5歳児は食育にも配慮【23】
- ・幼保一緒に食卓を囲む。食育教育を重視する【29】
- ・「みんなで楽しく食事」を基本に、嫌いなものを食べようとする気持ちを育てるようにしている【30】
- ・食事を一緒に取ることはまとまりを作る上で有効【32】
- ・3～5歳児は同じ教室内で給食を合同で食べる【33】
- ・誕生会は3歳児以上の幼稚園児と保育園児と一緒に食事【34】

### [教材の提供]

- ・できる限り幼保の違いなく使用【5】
- ・合同保育において、短時間保育児は幼稚園の教材費より、長時間保育児は保育所児の教材で提供している。保育所児においては、保育所の教材費より幼稚園児と同じ個人持ち教材を使用している【7】
- ・子どもの遊び方、発達に応じた教材の提供、手作りの教材など【8】
- ・無償。同じ教育・保育を受けるので、同じ物が良い【13】
- ・学年で話し合ったことを基に購入し家庭からの協力（廃材等）を得る【17】
- ・年齢にあった教材を入れる【19】
- ・担当間の話し合いを緊密に行う【20】
- ・学級の教材、預かり保育の教材は全て分けて行っているので支障なし【22】
- ・指導計画に基づき、内容を提供【23】
- ・同じ教材を使うことで共通の話題を持つことができる【25】【32】
- ・幼保担当者が共に教材開発する。教材室は共有【29】
- ・年齢に応じた教材研究を実施【34】

### [服装（制服等）]

- ・制服は幼稚園、保育園とも別々にあるが、普段は服装自由なので特に問題ない【2】
- ・短時間保育児は、制服で登園・降園、活動中は運動着、水曜日は普段着で登園・降園。長時間保育児は、普段着で登園・降園、活動中は運動着、水曜は活動も普段着【7】
- ・創立以来制服の取り入れは考えていない【8】
- ・3歳以上児は制服、3歳未満児は私服【16】【23】
- ・制服・体操服は全て同じだが、学年で体操帽子の色を変えている【17】
- ・帽子・制服の統一【19】
- ・保育園では3歳児以上は制服導入。幼稚園は2歳児3歳児共に導入【20】

- ・ 基本は同じだが、ラインの色を変えている【20】
- ・ 0～2歳児は私服。3～5歳児は制服で登園。園内では体操服とアトリエ着【22】
- ・ 5歳児で買い換える時は小学校の制服を購入【23】
- ・ 体操服のみ共通【29】
- ・ 制服は全て同じ【33】
- ・ 3～5歳児まで制服着用【34】

② 異年齢保育（縦割り保育）の実施状況について  
ア) 異年齢保育の実施の有無

→ 調査結果別紙P15参照

イ) 実施の場合その状況

- ・ 様々な場面で意図的に縦割りグループを作る【4】
- ・ 自然と異年齢保育になっている【14】
- ・ 1学期半ば頃から実施し、夏季休業中の預かり保育等を中心に実施【16】
- ・ 第1・3土曜日は自主登園日とし、幼・保ともに割当て保育とする【17】
- ・ 夏休みのみ3・4歳児異年齢保育を実施。夏祭りの実施【19】
- ・ 週1回、月曜日、全員参加の集会を実施し、交流の場とする【20】
- ・ 園庭で一緒に遊ぶ。運動会、生活発表会を月1回実施。避難訓練は合同で実施。保育所と幼稚園の預かり保育の部屋を隣にし、一緒に遊ぶ時間を増やす。早朝の8時までの保育と土曜日は合同で実施【22】
- ・ 3～5歳児は交流して自主的に遊びに取り組む。担当等は自分の担当範囲の中で幼児の育ちの援助をする。保育内容検討委員会で話し合う【23】
- ・ 行事等の機会を利用して縦割り保育の経験をする【24】
- ・ 5～8月は解体保育。9～3月は縦割り保育【25】
- ・ 夏季の自由登園期間に実施【28】
- ・ 幼保の区別無く2教室を活動内容によって使い分けている【29】
- ・ お集まり会・わんぱくデー /交通教室・避難訓練など【34】

③ 幼稚園児（又は短時間対象園児）と保育所児（又は長時間対象園児）の合同活動の活動内容（それぞれの児童について、登園時間から降園時間までの当該施設における生活、活動内容や合同保育時間における活動内容について具体的に記入すること。）

- ・ 登園、所持品の始末、課題別コーナー遊び、主活動を選択して遊ぶ、給食活動、降園【3】
- ・ 行事に親子で参加。園庭での外遊び、園外保育や各学年を互いに訪問し合ったりする交流などの活動【6】

- ・ 2歳児は幼稚園行事に参加できるよう計画。砂場の使用などが重なる際は安全に配慮【11】
- ・ 3歳未満児：登園・自由遊び・午前おやつ・活動・昼食・午睡・午後おやつ・降園【16】
- ・ 3歳以上児：登園・自由遊び・活動・昼食・午睡・おやつ・降園【16】
- ・ 3歳未満児が行事活動に加わり、年齢に合わせた無理のない時間を過ごすようにしている【16】
- ・ 毎日9:30～10:00に体育ローテーション・朝礼を一緒に行う。その他の行事は、幼保の同学年が一緒に取り組む（8:00～9:00、1:00～1:30）自主活動【17】
- ・ 3～5歳児は、幼稚園の活動時間は今までの幼稚園教育、内容と全く同じ。
- ・ 預かり保育を受ける子どもは、通常の保育終了後、預かり保育室で過ごす【22】
- ・ 幼稚園児として異年齢交流ができるように1日の予定を工夫する【23】
- ・ 午前10時から1時間で合同活動（砂場遊び等）【26】
- ・ 登園から降園まですべて同じ活動【28】
- ・ 行事を中心に実施【30】
- ・ 毎日の自由遊び、お集まり会・誕生会・交通・避難・火災訓練【34】

#### ④ 保育計画の策定方法

集団生活の経験の差や保育時間が異なる幼稚園児（又は短時間対象園児）と保育所児（又は長時間対象園児）の合同活動を行うにあたり、幼稚園教育要領、保育所保育指針を踏まえて教育課程・保育計画を作成する際に、どのようなことに重点をおいて作成しましたか。

- ・ 集団生活の経験の差があるため、9月からの本格実施に備えて7・8月と母子登園で半日を過ごし雰囲気になれるようにした【3】
- ・ 保育内容の5領域に加えて生活面に配慮【4】
- ・ これまで育んできた独自の優れた保育実践の組み合わせ、英会話、その他、地域性を充分考慮【5】
- ・ 園目標に基づいたカリキュラムを作成【6】
- ・ 育ちとしての統一「子どもたちの芽生え、健やかに育てよう」を理念とし、幼児教育の統一として教育計画を作成【7】
- ・ 養護と教育の融合が図られるよう多面的な配慮と工夫【8】【28】
- ・ 0歳から就学前までの発達課程を踏まえた上で家庭や地域の生活との連続性、一貫性【9】【27】
- ・ 3～5歳児は幼稚園児と全く同じ活動【11】
- ・ 保育の方針は同一とした上で、発達の特徴等により3歳未満児は保育内容、保育方法に違いを出し、幼稚園児は教育要領、3歳未満児は保育指針を参考に【14】
- ・ 3歳未満児の年齢を踏まえて、無理せず3歳以上児の活動に参加【16】
- ・ それぞれの年齢、発達に応じたカリキュラムを作成【17】
- ・ 午前の保育は幼稚園教育要領、保育所保育指針を参考に計画し、午後の保育

は子供の年齢、心身状態に配慮して、保育内容、方法、職員配置を考える【19】

- ・今年度は、保育園の保育指針を中心に作成【20】
- ・0～2歳児は保育所保育指針を基に指導計画を作成。3～5歳児は幼稚園教育要領を基に作成し、今までの指導計画を見直している。3歳児からは、保育所での集団生活を経験している子供と初めて入園の子供との経験の差を考えて検討【22】
- ・課題として、2歳児の修了後3歳児として幼稚園入園ということにしている【22】
- ・また、3歳児保育を選ぶ事も可能にし、子供に応じて満3歳児については、幼稚園保育時間終了後、保育所で過ごしたり幼稚園のピッコロルームで過ごしなが、スムーズに幼稚園生活に移っていけるように配慮【22】
- ・町独自の教育計画作成【25】
- ・地域の在宅親子の保育参加や教育の提供【26】
- ・基本的に変わりが無いことを確認の上、要領と指針の細部の違いを検討【29】
- ・保育所児は基本的な生活習慣の確立。幼稚園児は教育内容の充実【30】
- ・2歳児から進級した3歳児と、新たに入園してくる3歳児の育ちの違いに配慮。【31】
- ・集団生活の経験が少ない子に配慮し、成長に必要な経験を積むことを重視【32】
- ・集団生活に対する「慣れ」の違いに対する配慮【33】
- ・合同保育のためのカリキュラムは現在検討中【34】
- ・保育時間の違いは意識せず作成【35】

#### ⑤ 指導計画等への配慮

保育時間の異なる幼稚園児（又は短時間対象園児）と保育所児（又は長時間対象園児）の合同活動について、指導計画の策定・実施にあたり、教育・保育目標を達成するためにどんな配慮を行っていますか。

- ・常にチームティーティングの形成を取り、子どもたちの状況に応じて職員を相互活用【1】
- ・長短は余り問題ではない【3】
- ・合同や共同の活動は午前中に集中して行う【6】
- ・安心できる保育者のもとで情緒の安定や友達との関わりを重視している【7】
- ・特別の配慮はない【11】
- ・園児が同じ内容を経験できるよう立案、幼・保に合った計画を立案【17】
- ・長時間対象園児は個人差に即した保育が出来るよう作成。保育目標、教育内容は、職員の話し合う場を多く持つことが大切【19】
- ・合同保育が中心であるため、保育園の指導計画を基盤に進める。ただし、3歳児の指導記録は幼稚園教育要領に基づく【20】
- ・0～2歳児保育は長時間保育と短時間保育があり、その中で排泄、食事、睡眠の生活リズムを整えることが目標。3歳からの幼稚園教育に円滑に移行できるようにしている。3～5歳児の保育は幼稚園教育の中の長時間預かり保

- 育を行っている。合同活動は、内容、時間、行事など無理のないよう計画【22】
- ・ 2クラスの担任が子どもの姿等に配慮しながら交替で作成【25】
- ・ 午後の時間は家庭的な雰囲気での保育【27】
- ・ 年齢別のティーム保育を実施し、複数担任で指導目標、活動を共有して取り組んでいる【29】
- ・ 指導計画は高い目標を立てず、両者ができる範囲のことをすることを心がけ【30】
- ・ 幼保では生活のリズム、人数、教師の勤務態勢の違いなど困難な点が多い【34】

## ⑥ 休業日等が異なることへの対応

### ア) 利用日・休業日について

幼稚園児（又は短時間対象園児）と保育所児（又は長時間対象園児）とでは利用日（週末など）や夏季休業等の休業期間が異なりますが、合同活動を行う上で、教育・保育の一貫性、連続性を確保するために、どのような配慮をしていますか。

- ・ 助け合ったり、自己調整が出来たり、協同する働きのある集団を目指して行けばうまく関係作りが出来ると思う【3】
- ・ 幼稚園の休日については当番制を取り入れ【6】
- ・ 短時間保育児の夏季休業等の場合、家庭保育として各課題を設定し、休業後の保育に連続性を持たせる。長時間保育児の保護者が休業日の場合、保護者の子どもの育ちを伝えながら、遊び等の動機付けを行い、少しでも多く子どもとの関わりを持つことが必要なことを伝える【7】
- ・ 休園時の保育に幼稚園の教育カリキュラムは含めず、独立したプログラムを展開【11】
- ・ 週末、夏季においても預かり保育等実施【14】
- ・ 幼稚園児は夏季休業中は預かり保育を実施し、期間中は保育所型として生活・遊びを重点的に活動。保育所児は夏季休業等を設けていない【16】
- ・ 幼稚園が歩み寄り、夏季中保育等もほぼ保育園と同一で実施。幼稚園は第2・4土曜は休業【17】
- ・ 夏季休業中は異年齢編成組で保育。生活や遊びの中で今までとは違った体験ができるように配慮【19】
- ・ 保育園に準じ長期休業中も保育を実施。土曜日は休日。土曜日の保育園利用者が少ないので問題なし【20】
- ・ 幼稚園と保育所は休業日が異なるが、保育園のある日は、預かり保育利用ができるようにした【22】
- ・ 幼稚園夏季休暇等の預かり保育児と保育園児の合同活動
- ・ 夏休みに登園日【25】【27】
- ・ 保育園に合わせて実施【28】
- ・ 縦割り行政のために規制が多く、規制緩和も含め望ましい保育のあり方について推進委員会を設け模索中である【29】
- ・ 幼稚園でも休日の預かり保育を実施【33】
- ・ 幼保の各年齢の主任同士の連携【34】
- ・ 同一のカリキュラムに則り、幼稚園職員が保育園に入ることによって子どもの共通理解を深める【35】

## イ) 臨時休園・学級閉鎖について

幼稚園と保育所では、台風、地震、豪雪等による休園やインフルエンザ等による学級閉鎖などの対応が異なりますが、どのような対応をとられていますか。

- ・ 現段階では異なる対応とせざるを得ない【2】
- ・ 保護者との話し合いで決めたいと思います【3】
- ・ 両施設でなるべく統一性がとれるように配慮【6】
- ・ 合同保育においてインフルエンザ等は、欠席園児数を園医に相談、集団感染の恐れがある時は、学級閉鎖もしくは、臨時休園の措置を取る【7】
- ・ 基本的には幼稚園対応による【11】【16】
- ・ 緊急連絡網で全家庭に連絡【17】【34】
- ・ 短時間児は休園。長時間児は平常保育。人数が少ない時は3～5歳児は縦割り保育【19】
- ・ 保育園に準じる【20】
- ・ 台風などは同じ対応。学級閉鎖はその都度対応を考える【22】
- ・ マニュアルを作成し、周知している【29】
- ・ 0～2歳は保育所基準、3～5歳児は幼稚園基準【31】

## ⑦ 個別的対応

発育・発達の遅れや心身の障害などで特に個別的対応が必要な子どもがいる場合、どのような配慮をしていますか。

- ・ フリーの職員が対応【2】
- ・ 単なる遅れには1対1で対応【3】
- ・ 保護者に相談し、全職員で担当の職員や特別の配慮について話し合う。問題が生じた場合は各専門の機関に相談するなどの対策を講じて対応出来るように進めていく【6】【16】
- ・ 子どもがクラス集団に入るための動機付けを図る。クラス担任は、子どもが集団に入りやすいように声かけのタイミング等に配慮する【7】
- ・ 保護者が子どもの育ちを認めている場合には、その育ちを確実に知るよう話し合い、相談会等への参加を勧め、また個別対応の時間もとる【8】
- ・ 担任以外に専属保育者1名を配置【9】
- ・ 障害児保育の実施【10】
- ・ 補助者を配慮して対応【11】
- ・ 健常児を保育しながら、障害児は助手の先生がクラス入り、その子に合わせて保育する(担当・助手がよく話し合う)【17】
- ・ 加配をつけ子供の発達や障害状態を把握し、子供にあった指導計画を作成、クラスの中に入れ共に遊び生活する【19】
- ・ 関係機関と連絡をとり十分な保育が行われるように配慮【20】
- ・ 加配教員や保育士の配置。保護者との話し合い。専門家の指導を受ける。
- ・ 研修会に参加し伝達研修を行っている【22】
- ・ 障害の程度により職員を配置【25】

- ・ 発達の経過や家庭との連携について、職員間で情報を共有【26】
- ・ 専門の先生に相談したり、家庭と園とで理解協力していくよう努力【27】
- ・ 保育担当者を増やして対応【29】
- ・ 職員配置を保育所の設置基準プラス1名（保育士）としている【33】
- ・ 職員間との話合いや専門委員の指導を受けながら家庭との連携をとる【34】
- ・ なるべく平等にということをは心がけている【35】

## ⑧ 保護者交流

幼稚園児（又は短時間対象園児）の保護者と保育所児（又は長時間対象園児）の保護者の相互交流を進めるため、PTAの会議や保護者教室、行事のあり方などについてどのような配慮をしていますか。

### 〔保護者会などの一本化〕

- ・ 区別なく進めて行きたいと考えている【3】
- ・ 保護者会は幼保で統一化【4】
- ・ P T A行事等の一元化の方向で動いている【7】
- ・ 総合施設の支援事業には双方の保護者が参加【8】
- ・ 活動・会議・行事を一緒に進めている【17】
- ・ P T A会議は幼保合同【19】
- ・ 保護者会の一本化【25】
- ・ 3～5歳児については短時間児、長時間児の区別なく保護者会活動有。
- ・ 相互の行事参加と合同行事の主催やP T A、保護者会の一本化【34】

### 〔参加しやすくするための配慮〕

- ・ 参加しやすいよう土日に計画。平日の夕方、昼休み時間などの行事も計画して、より参加してもらえるように配慮【6】
- ・ 行事、会合等はできるだけ土曜・日曜に開催【16】
- ・ 年間行事予定を配布。親子の交流の場を土曜、休日に行う【22】
- ・ 保育参加という形にし、仕事の休みの日に保育の場に参加し、子育てに関心を持ってもらう【22】

### 〔相互の連携等〕

- ・ 幼稚園に保護者会があるが、保育所にはないため、幼保合同のお便りなどを配布【7】
- ・ P T A組織ができておらず、現在は保育園の保護者会に加入、協力【20】
- ・ 園便りの配布方法を工夫するなど、相互交流が可能となるよう配慮【27】
- ・ 幼稚園、保育所それぞれに保護者会があるが、必要に応じて連携【33】

## 【その他】

- ・ 保育部門の保護者は就労しているため、相互交流は難しい【11】
- ・ 幼稚園行事は昨年度から減らす【19】
- ・ 保護者後援会を設置してもらい、大きな行事を手伝ってもらう【28】
- ・ 外部組織のあるPTAは別に組織され、2重になっている【29】
- ・ 共働き家庭が多く交流は活発ではない【32】

### ⑨ 相談・苦情対応

保護者からの相談・苦情対応の体制を整備していますか（相談・苦情受付担当者、相談・苦情解決責任者、第三者委員の設置及び担当職員への周知の状況等）。

- ・ 幼稚園、保育所がそれぞれ今まで整えてきた体制で対処している【2】
- ・ 従来の保育園での体制ができており、これらを活用している【5】
- ・ 第三者委員の設置【4】【14】【27】【28】
- ・ 施設長に相談の上で返答。相談・苦情の解決責任者や担当職員は置いておらず全員で対応【6】
- ・ 両施設の苦情処理・保護者相談の一元化を始めた【7】
- ・ 園長及び主任が対応【11】【35】
- ・ 個人懇談会・アンケート等を実施し、要望等を聞く機会を設けている。保護者の気持ちに寄り添うように心がけ、送迎の時には声をかける。担当・主任・園長と情報伝達を心がけ、職員全体が理解し・把握するように努力【16】
- ・ 主任が相談・苦情を担当し、職員へ伝達【17】
- ・ 相談苦情は園長が対応【19】
- ・ 直接担当や園長が対応【20】
- ・ 苦情受付は園長が対応。内容によっては教頭も対応。担当職員はささいな苦情も報告を受け対処。相談は常時担当が行っているが、いつでも園長、教頭が受ける体制を整えている【22】
- ・ 「意見箱」の設置。回答は園便りで公表【25】
- ・ 苦情受付担当者から園長への伝達。解決処理後職員会議で報告【26】
- ・ ほとんど副園長が対応【30】
- ・ 担任等が個別に対応し、園長に相談【31】
- ・ 苦情等は担任を窓口とし、園長等を交えて協議【32】
- ・ 苦情受け付け責任者を設置【33】
- ・ 窓口などを設定。保育園では掲示板に掲示【34】

### ⑩ 職員連携

職員会議や研修のあり方について、幼稚園児（又は短時間対象園児）と保育所児（又は長間対象園児）の担当職員間での連携が図れるよう、どのような配慮をしていますか。特に、幼稚園教諭と保育士の研修時間の確保をどのように行っているか記入してください。

### [会議等]

- ・ 職員の出勤時間が異なるため、連絡ノートを作成し情報の共有化【4】
- ・ 月2回の合同職員会議を設け、必要に応じて臨時会議を行って連携【6】
- ・ 短時間保育児降園後に教材研究と翌日の保育の打ち合わせを行っている。【7】
- ・ 幼保職員会議は別に行っている【8】
- ・ 3～5歳児については、体調や特別の出来事があった際には、引き継ぐ時に伝えるなどの対応。行事については若干の打ち合わせをするが、共通の研修はできない状況【11】
- ・ 定期的に園長、施設長、主任等による合同会議の開催【14】
- ・ 職員会議・研修会等には、3歳未満児担当の代表として2歳児担当職員が参加し、その他担当者へ伝達【16】
- ・ 職員会議時は、非常勤職員に保育してもらい事後報告する【17】
- ・ 職員会議・研修は月1～2回実施【19】
- ・ 職員会議は合同で実施。なお、幼稚園職員は臨時なので研修に参加できていない【20】
- ・ 各リーダーと園長、教頭の定期的打ち合わせを行う【22】
- ・ 幼保の職員とも18時30分から一緒に会議【28】
- ・

### [研修]

- ・ 月に2回は15時から17時まで研修時間を確保【2】
- ・ 保育園にあわせて全体研修を実施【9】
- ・ 保育終了後や土曜日に実施【17】
- ・ パート雇用をして研修時間を確保【19】
- ・ 幼稚園・保育園全職員研修会は、土曜午後、園児が少ない時間帯に実施【22】
- ・ 園外研修に参加した研修記録を回覧伝達【22】
- ・ 保育園午睡時間の利用【25】
- ・ 保育内容検討は代表者会、主任会、研究グループ会、チーム保育研修会はお昼寝の時間を工夫して進めている【29】
- ・ 研修は土曜日の午後を活用

### ⑪ 成果

総合施設モデル事業を実施してみて、幼児の教育・保育上、よくなったと思う点について記入してください。

### [子どもや保護者にとって]

- ・ お互いの施設や子どもたちの保育時間の違いをもう一度検証しながら、実施してきたことで、安定して落ち着いた保育環境で生活していると感じている【7】
- ・ 共働き家庭においても、幼稚園教育を受けさせたいと願う方々の期待に応えることができた【11】

- ・ 幼稚園児が保育所児と接する機会が増え、優しさや思いやりの気持ちが一層育つように感じる【16】【17】
- ・ 少子化、兄弟姉妹が少ない環境の中で、保育所児が幼稚園児を身近に感じ、共に育つ部分が大きい【16】
- ・ 同年齢の子の差がなく、知力・体力共に同じ水準で進んでいる【17】
- ・ 長時間保育を利用しなければならない勤労家庭でも、幼稚園教育を受けることができ、選択の幅が広がった【22】
- ・ 0～2歳児では子育てに悩みや不安のある保護者が多く、総合施設モデル事業で在宅家庭への支援が可能になり、集団保育を受けることや相談できる施設となった【22】
- ・ 自分の生活に合った保育時間が選べる（選択肢がある）【25】
- ・ 幼保の連携を生かし、活動の幅が広がった【26】
- ・ 保護者のそれぞれのニーズに合わせて入園が可能になった【28】
- ・ 子どもの意欲、体力、知力の向上【29】
- ・ 1～5歳児が同じ場所で過ごすことにより、1～2歳児は活動範囲が広がり、3～5歳児は思いやりや優しさのある言動が見られるようになった【31】
- ・ 0～5歳までの期間、一貫して子どもの教育と育ちを支えることができる【33】

#### 〔職員にとって〕

- ・ 教員・保育者の視野が広がり、子どもの連続した成長を意識的に捉えるようになった【2】
- ・ 保育や行事において、各学年単位だけでなく全体に関する部分へと視野が広がったように思う【6】
- ・ 職員間の意識問題が向上してきたことで、新しい保育の取り組みも出来つつある【7】
- ・ 乳幼児の姿が身近にあることで、その成長の時期に教育的な面、精神的な面のケアがどれ程将来に大きな基盤となることか知ることができた【8】
- ・ 幼稚園、保育園相互の差異を実感し「子どもにとって」を柱に考えるようになった【14】
- ・ 保育の内容としては何ら変わったことはないが、職員の意識が変わってきている。総合施設の保育内容、職員配置、子育て支援への対応など、意欲が向上した【18】
- ・ 3歳以上児の担当は、0～2歳児保育を見ることで発達が鮮明にわかるようになった【19】
- ・ 職員会議をともにするより、教育・保育内容の向上、職員資質の向上につながった【19】
- ・ 3歳からの入園児をみると、子育てのゆがみから少なからずの影響があると思われる子供が増えている。0～2歳児までの保育の大切さを職員が実感でき、そのことを保護者対応に活かすことができた【22】
- ・ 各分野の職員が配置され様々な面で助け合っている（用務員、看護婦、事務員等）【29】

- ・ 職員意識の向上が図られている。また保護者からも大変喜ばれている【32】
- ・ 教諭・保育士が協力しお互いのノウハウを学ぶことが出来るようになった【34】

**【その他】**

- ・ 手応えはまだありません【3】
- ・ 2か月では回答できない【20】
- ・ 保護者の協力意欲の高まり【29】
- ・ 基本的に幼稚園の目標とするところは変わっていないので、すぐに成果が上がるものではない【35】

⑫ 課題

総合施設モデル事業については、幼稚園児（又は短時間対象園児）と保育所児（又は長時間対象園児）は、一日の生活のリズムや、集団生活の経験年数などが異なることにより、例えば以下のような問題点・課題等が考えられますが、これらの点について実際に問題が生じていますか。それぞれ、そう判断する理由・根拠についても併せて記入してください。また、問題が生じている場合には、それを克服するために講じている対応についても併せて記入して下さい。

a 生活時間や集団生活の経験の異なる幼稚園児（又は短時間対象園児）と保育所児（又は長時間対象園児）が合同活動を行うと、教育・保育目標が十分に達成されない。

- ア そのような問題はない（ 21/32 ）  
【2】【3】【4】【5】【6】【10】【13】【16】【17】【18】【19】  
【20】【22】【25】【26】【28】【29】【30】【31】【32】【35】
- イ そのような問題はないと思うが、引き続き検証が必要（10/32）  
【7】【8】【9】【11】【12】【14】【21】【24】【27】【33】【34】
- ウ そのような問題が実際に発生している（ / ）
- エ わからない（1/32）【1】

<その理由等>

ア：兼業農家が多い地域性の為、幼稚園でも開園当初から長時間の保育希望が多く、給食・午睡・おやつ等について保育所に近い生活リズムとしている【16】

同じカリキュラムのもとで活動しているので問題はない【18】

家庭での過ごし方が影響すること多く、一人一人十分に理解し保育していくことが大切【22】

幼稚園児のいる時間に共通活動を実施している【25】

多くの先生で工夫し、異なる発想から共に生み出すことの大きさを考えると、問題があれば克服して子どもにとって最高のものを与えようと頑張っている【29】

イ：発達段階が異なるのでその年齢に応じた活動ができない【11】

合同活動の回数が少なくお互い経験が浅い【27】【34】

共通のコアタイムにおける教育保育目標の設定と、保育の連続性・保護者対策又は職員間の意識が統一されることで、問題は起きないが、いずれかが欠ければ問題が発生する【7】

ウ：

エ：保育所児と幼稚園児には、確かに違いがあると感じる。その中で一人一人を見ていくと男女や家庭環境の違いから発生することが大半であり、単に保育所・幼稚園という施設の違いによる結果ではないと感じる【1】

b 施設設備等が合同活動を想定しておらず、教育・保育のための環境が十分確保できない。

ア そのような問題はない (21/34)

【1】 【2】 【5】 【8】 【9】 【10】 【13】 【17】 【18】 【19】 【20】  
【21】 【22】 【25】 【26】 【28】 【29】 【30】 【31】 【32】 【33】

イ そのような問題はないと思うが、引き続き検証が必要 (7/34)

【4】 【5】 【7】 【12】 【14】 【16】 【27】 【35】

ウ そのような問題が実際に発生している (5/34)

【3】 【6】 【11】 【24】 【34】

エ わからない ( / )

<その理由等>

ア：合築のため、合同活動がしやすい【9】

園内、園外の公園は自然が豊かで保育環境として活用できている【22】

合築施設だから【25】

行政が2省にまたがり、複雑化しているところに問題が大きいが、工夫次第でどうにでもなる【29】

イ：今後保育所児や一時預かり等が増加すると教室の増設も必要。幼稚園として施設を保育所と共有するのは難しい【16】

総合施設の環境としては今で十分【35】

施設が離れていても、機能と仕組み作りを行うことで、両施設の機能を有効に使うことが出来る【7】

ウ：午睡している間の子どもが静かに過ごせる空間の保証が難しい【3】

建物が独立しているため天候によって往来が左右される【6】

冷房施設がないので夏季の保育は厳しい。3歳未満児と以上児とは分けた方が保育しやすいので別館で対応【11】

合同になることで、遊具・用具の量・部屋の広さなどが十分ではない。

活動内容を工夫するようにしている【24】

大きな行事などの練習場所の確保が困難【34】

エ：

c 合同活動を担当する教諭・保育士の負担が増加することにより、研修等が十分に行えず業務の質が低下する。

ア そのような問題はない (18/31)

【1】 【2】 【3】 【4】 【5】 【6】 【8】 【10】 【11】 【13】 【17】 【18】  
【19】 【25】 【26】 【28】 【29】 【30】 【35】

イ そのような問題はないと思うが、引き続き検証が必要 (12/31)

【7】 【9】 【12】 【16】 【20】 【21】 【22】 【24】 【27】 【31】 【32】

【33】 【34】

ウ そのような問題が実際に発生している (         /         )

エ わからない (         /         )

<その理由等>

d 合同活動を行うことにより、発育・発達の遅れや心身の障害などで特に個別的対応が必要な子どもに対する配慮が十分になされない。

ア そのような問題はない (21/32)

【1】 【3】 【4】 【5】 【6】 【7】 【10】 【11】 【12】 【13】 【16】

【17】 【18】 【19】 【20】 【22】 【24】 【25】 【26】 【29】 【33】 【34】

イ そのような問題はないと思うが、引き続き検証が必要(8/31)

【2】 【9】 【14】 【21】 【28】 【31】 【32】 【35】

ウ そのような問題が実際に発生している(3/32)

【8】 【14】 【30】

エ わからない(     /     )

<その理由等>

ア：合同保育の場合、1クラス3名の保育者（幼稚園教諭と保育士）の連携が取ることが出来る。

配置人数の問題。補助者を配置することで対応可能【11】

発達の遅れなどで本園を希望する保護者が増え、どの子供も受け入れていくには限度があり、それぞれに対応する必要がある【22】

その子に応じた保育を保障【25】

職員が多くなることで適応する子どもが増えている。子どもにも個性があり、受け入れる場所・人が必要な子もいる。少人数制では難しい【29】

教師間の共通理解【34】

イ：合同活動の内容によって個別対応が必要なので、職員配置も考えた方が良い【28】

ウ：担任のみの対応では、十分な配慮はできない【8】

預かり保育の補助金がないため、保育者確保が困難【14】

保育士のシフトが間に合わないことがあり、保育が手薄になる場合がある【30】

エ：

e 幼稚園児（又は短時間対象園児）と保育所児（長時間対象園児）とでは、利用日（週末など）や休業期間（夏季休業期間など）が異なるために、合同活動を行う上で、教育・保育の一貫性、連続性を確保することに影響が生じている。

ア そのような問題はない (22/31)

【1】 【3】 【4】 【5】 【6】 【8】 【10】 【11】 【13】 【16】 【17】

- 【18】 【19】 【20】 【21】 【25】 【26】 【28】 【30】 【31】 【33】 【35】  
 イ そのような問題はないと思うが、引き続き検証が必要（8/31）  
 【2】 【5】 【7】 【9】 【12】 【14】 【27】 【32】 【34】  
 ウ そのような問題が実際に発生している（2/31） 【22】 【29】  
 エ わからない（ / ）

<その理由等>

- ア： 保育者の十分な配慮があれば問題はない【2】  
 特に夏季休業では、幼稚園児においては、保育の連続性を持たせる課題保育を設定している【7】  
 幼・保どちらかの活動を中心に位置づけてカリキュラムを展開させればよい。休業日は、異なったプログラムを行うことで、中心的な活動には影響が出ない【11】  
 保育園に準じ、長期休業中も保育を行っている【20】  
 登園日の設定【25】  
 一律の扱いとしているので、この問題は発生しない【35】
- イ： 登園日の設定【27】  
 ニーズの多様化によっては検証が必要【32】  
 幼稚園は合同活動時間がきわめて少ない【34】
- ウ： 利用料が異なるので、午後からの利用となるとその子供の活動で経験できないことがある。（保育部分の場合）2歳児になると集団活動を行うので、午前中の保育が必要であるが、利用料金が高くなるので、実際には無理【22】  
 総合施設での子育ては一本化と言うように行政改革が強く望まれる。保護者もそれに期待している【29】
- エ：

f このほか、総合施設モデル事業を実施するに当たり、問題が生じている点、今後の課題となる点、疑問点等について、自由にご記入ください。

[運営に関する課題]

- ・ 給食の提供が幼保で異なっていることに子どもが違和感を覚えている【4】
- ・ 保育に欠ける日と欠けない日の取扱いを明確にしないといけないのではないか、利用者負担と受益者負担等の見直しも必要【7】
- ・ 幼・保の職員が共通時間で研修・打ち合わせができない【11】
- ・ 保育料設定の基準がなく設定が難しかった（認可保育所とのバランス・世帯の所得を考慮するか否か）【11】
- ・ 認可保育所ではない総合施設は自治体が直接の窓口となっていないため、利用者にとってわかりにくく、事業者にとって事務的負担が大きい【11】
- ・ 文部科学省・厚生労働省の縦割りの事務を事業者の内部事務で処理していくことの複雑さがある【11】

- ・冷房・給食に関する設備投資が求められた場合、その経理負担に不安【11】
- ・保育時間が長くなることで、幼児の発達・成長に影響がないか心配（親子の絆の形成への影響）【11】
- ・幼稚園、保育所に対する保護者の意識の差【14】
- ・親のニーズをどこまで受け止めるか【19】
- ・保護者の理解が得られない部分があり、多くの合同保育が難しい。職員の合同会議・研修の時間の確保。保育園の職員研修の時間の確保【21】
- ・給食について、0～2歳児は自園調理が望ましい。（離乳食対応のため）3～5歳児は手作り弁当を奨励。無理な場合は注文弁当で対応しているが、今後は給食も視野に入れたい【22】
- ・保育所の本園と分園の関係が強いので、幼稚園との合同活動が難しい。
- ・職員会議が全員揃ってできない【30】
- ・職員増加による情報の共有化【31】
- ・幼稚園と保育園の経営が一体化し、人事交流が自由に行えるモデル事業であれば、総合施設の研究がもっと進むと考えられる【32】
- ・幼保の法人の相違から現状では合同保育実施が困難な面がある【34】

#### [財政的な課題]

- ・就園奨励費の支給をお願いしたい。地域内の幼稚園との連携をどうするか。保育園児と同じ単価での公費負担【3】
- ・幼稚園が総合的な子育ての援助をしていくためには、大きな費用が必要。【8】
- ・保育園児の場合、保護者は認可保育所と比較することが多いと思われ、市が定める保育所の徴収基準額とどのように整合を図るべきか（多子減免は、公費負担等の制度が明確にならない限り設定は難しい）【16】
- ・幼稚園部分と保育所部分の運営費が別であるため、明確に会計処理は行われているが、今後はどうなるのか不安。保育所部分では、補助金をお願いできるのか不安。保育所部分にも、就園奨励費があれば利用者は有り難いと思う【22】
- ・予算の執行が教育と保育で異なること【25】
- ・在宅の親子が利用しやすい支援ができるような補助体制【26】
- ・制服、利用料金について今後検討が必要【33】

#### [その他]

- ・雇用について、モデル事業の期日が決まっており、今後の継続性がはっきりしないため、3月31日までの期限付きの雇用に希望がなく、人材確保に四苦八苦している【6】
- ・総合施設のイメージがまだはっきりしていないが、0～5歳までの総合的保育が広く行える本園の形が自然に行えると考えている。今後もこのような形で進めたい【22】
- ・保護者ニーズ、少子化等から考えて、総合施設の規制を緩和し、保護者が選択できるように行くことは大切【29】